

屋外広告物のしおり

～良好な景観を形成するために～
～風致を維持するために～
～人びとへの危害を防止するために～



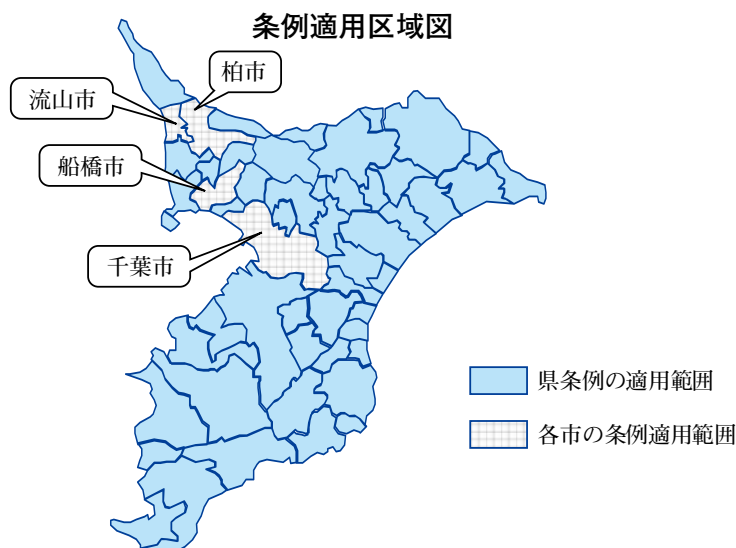
千葉県

はじめに

私たちの身の回りにある広告板やネオンサインなどの屋外広告物は、さまざまな情報を提供し、また、街の活気や賑わいを創出し、街ゆく人々に楽しみを与えてくれる反面、無秩序に氾濫すると、街なみや自然の美しさを損ねる大きな要因となります。また、管理がおろそかになると、広告物の落下、倒壊などにより思わぬ事故を招き、人々に危害をおよぼすおそれもあります。

このため、千葉県では「千葉県屋外広告物条例」を定め、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行っています。

この「しおり」は、県条例に基づく規制の概要をわかりやすくまとめたものです。



千葉市、船橋市及び柏市では、それぞれ独自に条例を制定しており、県条例は適用されません。また、流山市では許可等に関する独自の条例が適用されます。詳しくは各市にお問い合わせください。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいい、内容が営利的なものかどうかは問いません。また、設置されている場所が自己の敷地であっても該当します。

屋外広告物ではない例

街頭で手渡して配布されるビラやチラシ、屋内にある広告物、自動車などの窓の内側から外側に向けてはり付けるステッカーなど、また、駅、乗船場、空港等の改札口の内側の人に対して表示されている改札口の内側にある広告物など

禁止広告物等とは

禁止広告物等とは、禁止地域等や許可地域等の区分に関係なく、県内のどこへも、誰でも表示し、又は設置することができない広告物等をいいます。

- 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- 著しく破損し、又は老朽したもの
- 倒壊又は落下のおそれのあるもの
- 交通の安全を妨げるおそれのあるもの

禁止物件とは

禁止物件とは、禁止地域等や許可地域等の区分に関係なく、原則として、屋外広告物を表示し、又は設置することができない物件をいいます。

- 道路や鉄道などの橋りょう、歩道橋、トンネル及び高架構造物並びに道路の分離帯
- 道路の石がき、よう壁
- 街路樹、路傍樹、保存樹
- 信号機、道路標識、道路の防護さく、カーブミラー
- 交通信号機及び道路標識を添架してある電柱、電話柱及び街灯柱
- 消火栓、火災報知機、望楼、警鐘台
- 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- 送電用鉄塔、送受信塔、照明塔
- 煙突、ガス・水道タンク
- 形像、記念碑

など

禁止地域等とは

禁止地域等とは、原則として、屋外広告物を表示し、又は設置することができない地域や場所等をいいます。

- 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区
- 文化財保護法により指定された建造物及びその周辺の地域など
- 千葉県文化財保護条例により指定された建造物、史跡、名勝、天然記念物に係る地域など
- 高速自動車国道、自動車専用道路
- 知事が指定する道路、鉄道及びそれらに接続し、展望できる区域
- 都市公園
- 官公署、図書館、博物館、公会堂などの建物及びその敷地
- 上記のほか、知事が必要と認めて指定した地域など

など

許可地域等とは

許可地域等とは、禁止地域等以外で以下のような地域や場所等をいい、屋外広告物を表示し、又は設置するにあたり許可を受けることを要する地域や場所等をいいます。

- 都市計画法の規定により指定された都市計画区域
- 許可地域として知事が指定した道路、鉄道及びそれらに接続し、展望できる区域

など



適用除外について

社会生活を営むうえで最小限必要な広告物等は、禁止規定、許可規定にかかわらず、規制のうちの一定事項が適用されない場合があります。

これらについても、原則的には、*規則で定められた基準がありますので、ご注意ください。

※<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/kisei/jourei/beppyou.html>

禁止地域等、禁止物件への掲出ができ、許可が不要な場合

- ・法令に基づき表示し、又は設置する広告物等
 - ・国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等
 - ・自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等（規則で定める基準に適合するもの）
- など

禁止地域等への掲出ができ、許可が不要な場合

- ・公職選挙法に基づく選挙運動のため表示し、又は設置する広告物等
 - ・冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物等
 - ・講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
- など

規則で定める基準により禁止地域等への掲出ができるが、許可を受ける必要がある場合

- ・道標、案内図板
 - ・自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等
- など

規則で定める基準により禁止地域等、または許可地域等への掲出ができ、許可が不要な場合

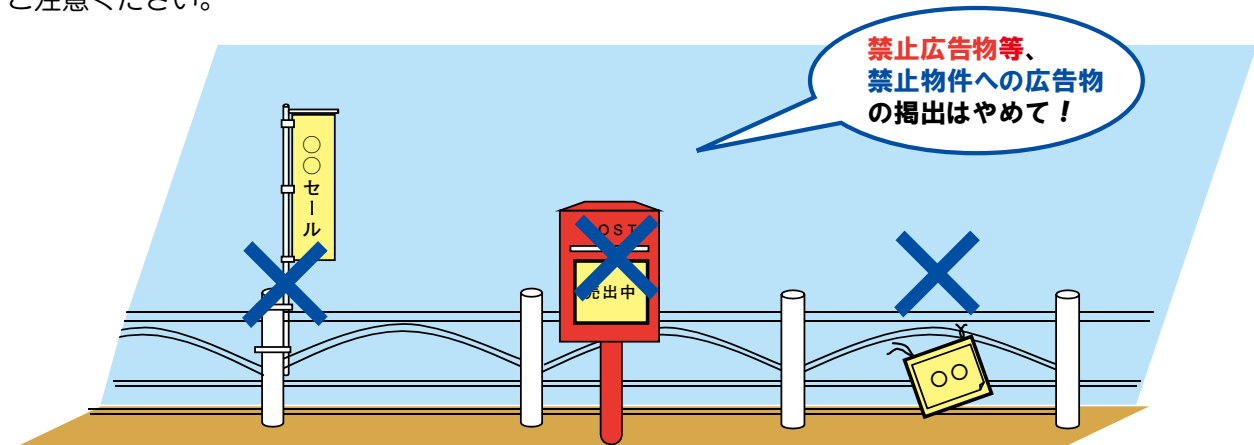
- ・自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等で基準に適合するもの
 - ・工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する営利を目的としない広告物等で基準に適合するもの
- など

以上については代表的なものを記載しています。

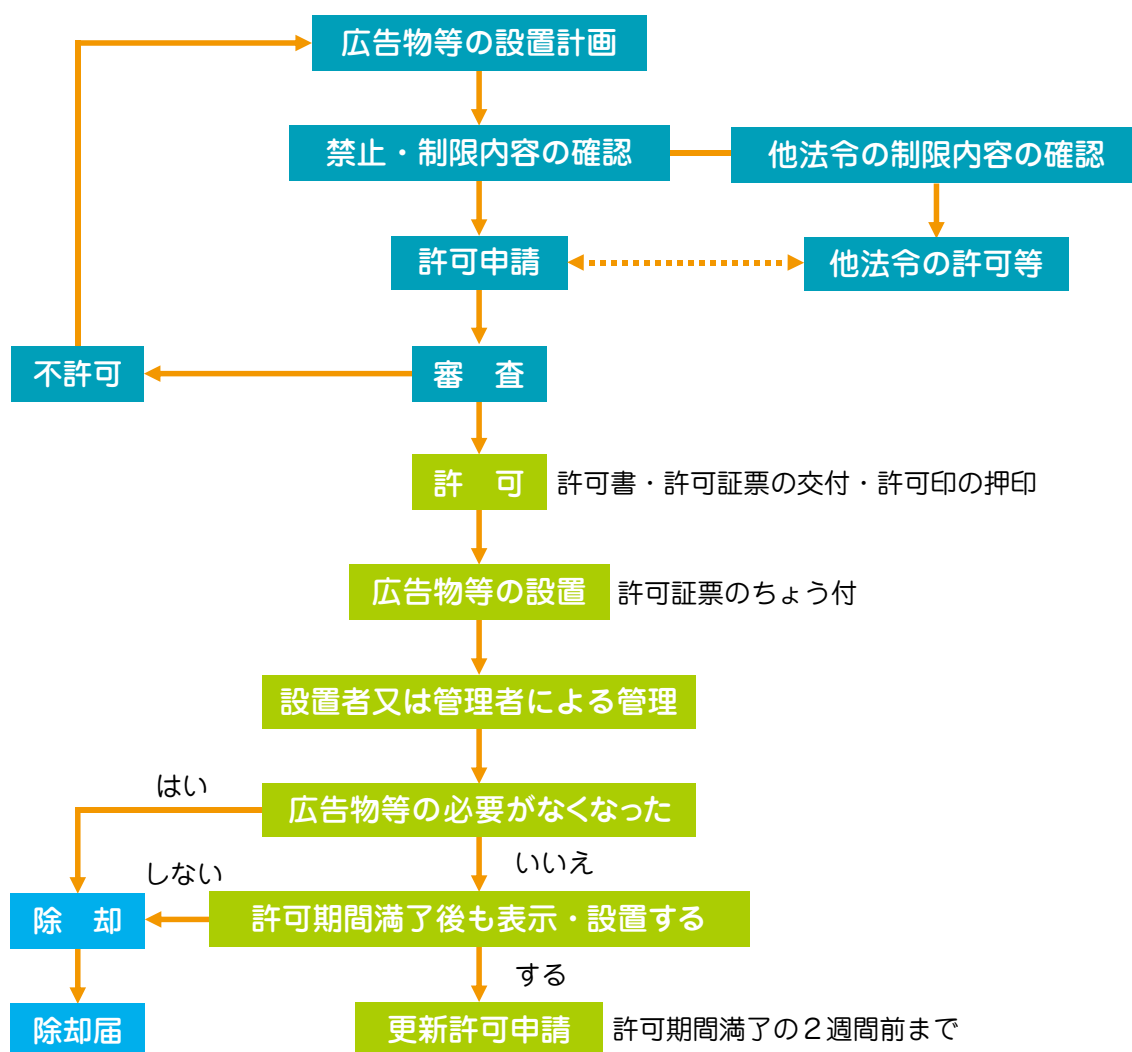
禁止地域等・許可地域等以外の地域では

禁止地域等・許可地域等に該当しない地域では、屋外広告物を表示し、又は設置するにあたり許可は必要ありませんが、良好な景観の形成、風致の維持、並びに公衆に対する危害の防止に努めなければなりません。

また、禁止広告物等を表示し、又は設置することや禁止物件への表示、又は設置はできませんので、ご注意ください。



屋外広告物の許可手続き



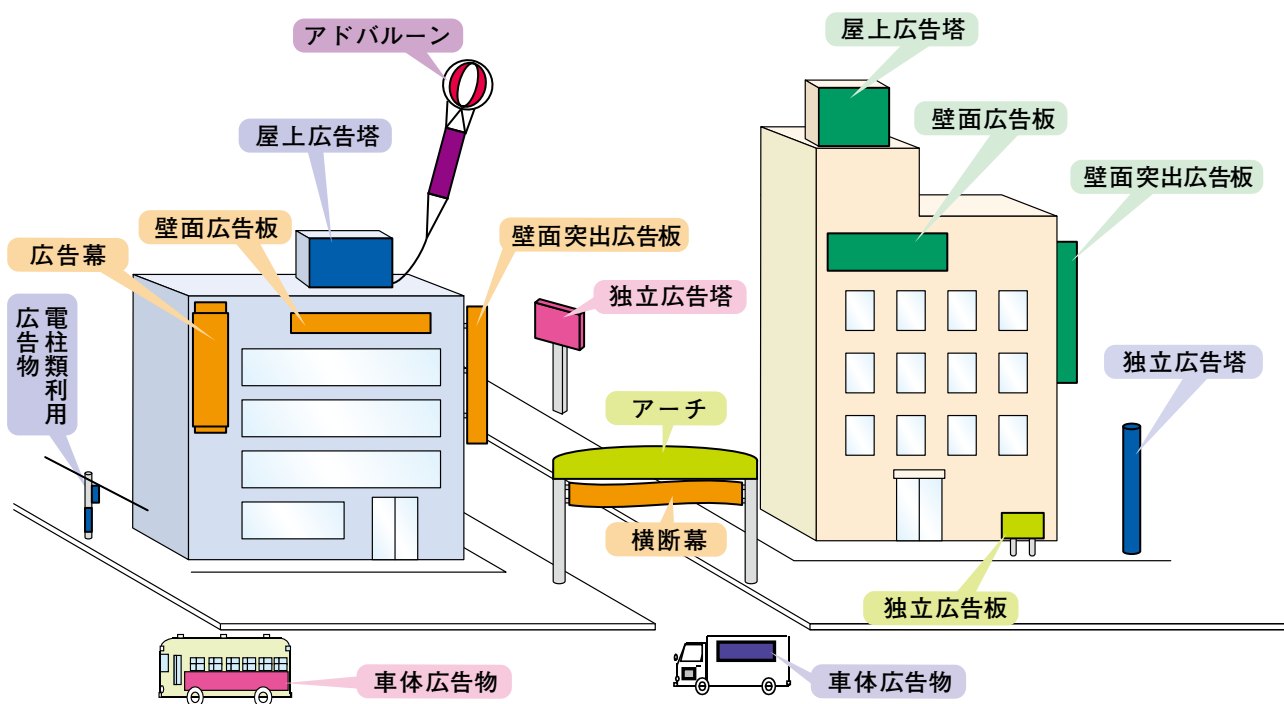
- 許可手続きは、広告物等を表示し、又は設置する場所の市町村窓口で行ってください。
ただし、自動車を利用する広告物等については、道路運送車両法に基づく登録に係る使用の本拠の位置の市町村で、鉄道車両を利用する広告物等については、千葉県庁の窓口で行ってください。
- 許可申請には、広告物等の種類などに応じた手数料が必要です。
- 許可を受けるためには、許可基準に適合していなければなりません。
- 工事の施行者は、千葉県の屋外広告業の登録を受けていなければなりません。
- 許可を受ける広告物等について、管理者の設置が必要です。
- 許可を受ける広告物等が、高さ4メートルまたは1表示面積が10平方メートル以上である場合は、条例で定められた有資格者等を管理者として定め、管理を行わせなければいけません。
- 他人の土地や所有物に広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、その所有者や管理者の同意が必要です。
- 建築基準法の確認、道路法の占用、道路交通法の許可手続き、農地法に基づく農地転用等が必要な場合がありますので、関係他法令の制限内容を確認してください。
- 許可を受けた広告物等を変更・改造しようとするときは、変更許可が必要です。
- 許可期間満了後も広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、期間満了日の2週間前までに更新許可手続きが必要です。

詳細については、事前に市町村等の許可窓口にご相談ください。

※各申請窓口の連絡先は冊子裏を参照。

許可地域等における許可基準

許可基準は、屋外広告物等の種類に関係なく適用される「共通基準」と種類ごとに定められた「個別基準」があり、ともに適合する必要があります。

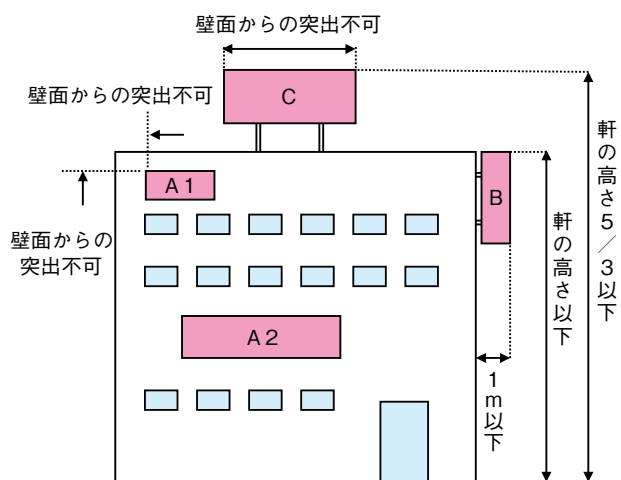


共通基準

- 1 地色に黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。）を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、又は風致を害するものでないこと。ただし、登録商標については、この限りでない。
- 2 蛍光塗料、発光塗料又は反射の著しい材料等を使用したことにより、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は、交通の安全を妨げるものでないこと。

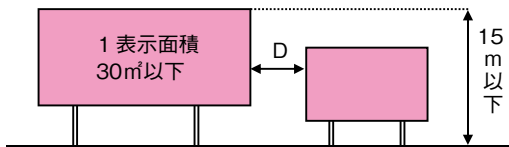
個別基準

1 建築物等に表示し、又は設置する広告物等



- 壁面利用広告物（A1、A2）
 - ・1壁面につき、壁面面積の1/5以下
 - ・壁面から突き出し不可
 - ・窓その他の開口部をふさがないこと（広告幕を除く）
- 突き出し広告物（B）
 - ・突出幅は1m以下
 - ・広告物の上端は軒高以下
- 屋上広告物（C）
 - ・壁面最大投影面積の1/5以下
 - ・広告物の上端の高さは軒高の5/3以下（軒高の5/3<10mの場合、10m以下）
 - ・壁面から突き出し不可

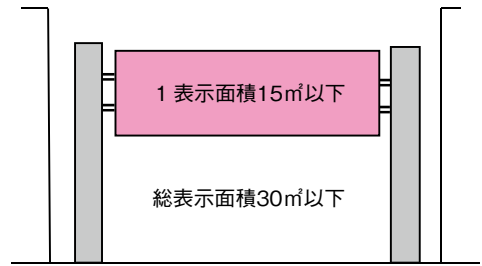
2 建築物等から独立した広告物等



- ① 1 表示面積は30㎡以下
- ② 上端の高さは15m以下
- ③ 広告物相互間距離 (D) は、5m以上
ただし、自家用広告物・公共的広告物以外は
 - ・道路の路肩から側方へ20m以内の区域において
1 表示面積10㎡を超えるものは $D \geq 50m$
 - ・鉄道等から側方へ100m以内の区域において
1 表示面積10㎡を超えるものは $D \geq 100m$
- ④ 自家用広告物以外の広告物について、鉄道等までの距離は100m (公共的広告物・商業地域にあっては20m) 以上

※「公共的広告物」…公共的団体が公共的目的をもって表示、又は設置する広告物等

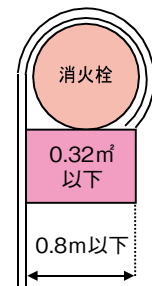
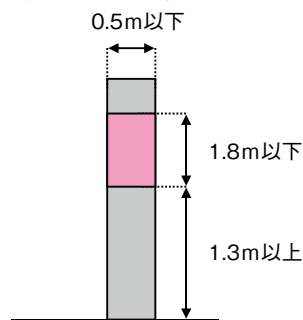
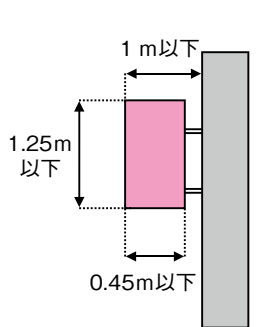
3 アーチ



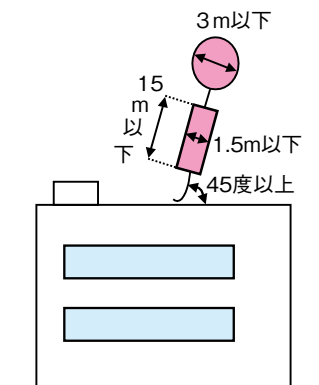
国道及び県道には設置不可
ただし、道路管理者が支障がないと認めたもので、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。

4 電柱類を利用する広告物

- (1) 袖付広告
表示できる個数は1個
- (2) 塗装広告又は巻立広告
 - ・柱1本当たり2面以下
 - ・塗装と巻立広告の同時は不可
- (3) 消火栓標識利用広告
 - ・標識1本あたり2面以下
 - ・表示できる個数は1個

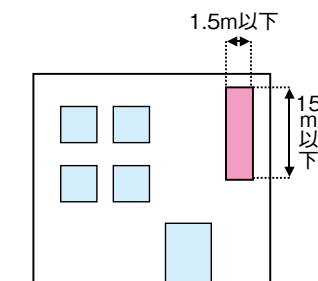


5 アドバルーン

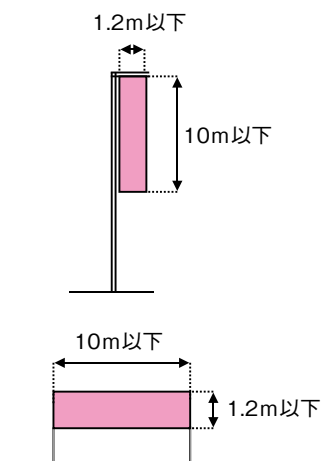


6 広告幕

- (1) 広告幕 (懸垂幕)
- (2) 旗、のぼり及び横断幕

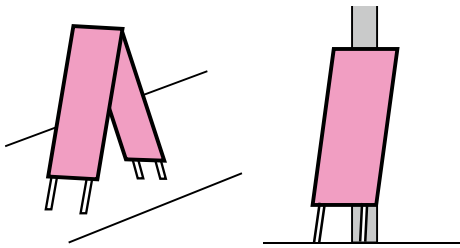


非常用の進入口又は避難器具が設置された窓又はその他の開口部 (建築基準法施行令第126条の6第2号に規定する窓その他の開口部を含む) をふさいで表示し、又は設置しないこと。

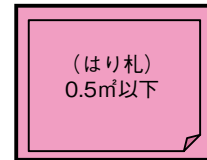
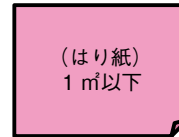


7 立看板

1 表示面積は2㎡以下



8 はり紙及びはり札



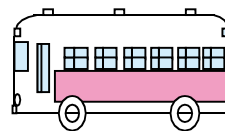
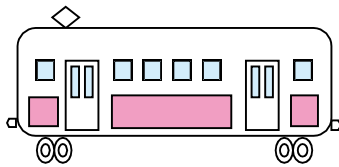
9 鉄道車両及び自動車を利用する広告物等

(1) 鉄道車両及び乗車定員11人以上の普通自動車（バス）

○1車体当たりの広告物の総表示面積が、車体の表面積（底部の面積を除く。）の3/10以下
ただし、自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示する場合は、この限りではない

○前部又は窓その他のガラス部分には表示しない

ただし、前部に自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示する場合は、この限りではない



(2) その他の自動車（広告宣伝自動車を除く）

○下記の①かつ②であること

ただし、自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示する場合は、この限りではない

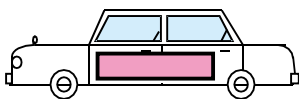
① 1側面における総表示面積は1.8㎡以下

② 後面における総表示面積は0.6㎡以下

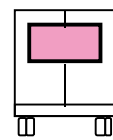
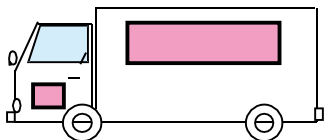
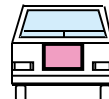
○前部又は上部には表示しない

ただし、自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示する場合は、この限りではない

①



②



適用除外で許可が不要な場合、許可を受けることにより禁止地域等への掲出ができる場合等の基準については、ここには記載してありません。

許可申請窓口等でおたずねください。

許可の有効期間

広告物等の種類		許可の有効期間の基準
はり紙、ポスター		1月以内
はり札	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	1月以内
	その他のはり札	1年以内
立看板	木わくに紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙をはり、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	1月以内
	その他の立看板	1年以内
アーチを利用する広告物		3年以内
旗、のぼり、広告幕		1月以内
アドバルーン		1月以内
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		1年以内
電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する広告物		1年以内
広告板、広告塔		3年以内

広告物等を表示・設置する者の義務

●許可の表示

許可を受けた広告物等には、許可を受けた際に交付された証票をちょう付するか許可印の押印されたものを表示しなければなりません。

●管理義務

広告物等を表示、設置する者または管理する者は、この広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。

●大規模な広告物等の管理

高さが4メートルまたは1表示面積が10平方メートル以上の屋外広告物等については、次のいずれかの資格を有するものを管理者としておかなければなりません。

- ・屋外広告業の登録をした者
- ・屋外広告士
- ・一級建築士
- ・ネオン工事に係る特種電気工事資格者

●除却義務

許可期間が満了したとき、許可が取り消されたとき、または表示、設置する必要がなくなったときは、広告物等を除却しなければなりません。

また、除却したときは遅滞なく、その旨を許可権者に届け出なければなりません。

●更新許可申請

許可期間満了後も広告物等を表示、設置しようとするときは、更新許可を受けなければなりません。



違反広告物等に対する措置

- 許可の取消し
許可の条件に従わないとき、許可を受けずに変更や改造を行ったとき、また、虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたときは、許可を取消すことがあります。
- 措置命令
条例に違反する広告物等について、広告物等の設置者又は管理者に対し、除却その他必要な措置を命ずることがあります。
なお、違反広告物がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等であるときは、市町村自ら（命じた者若しくは委託した者を含む）除却する場合があります。
- 立入検査
広告物等の設置者又は管理者に対し、条例を施行するため必要な限度において、報告や資料の提出を求めたり、その広告物等の存する土地若しくは建物に立入り、広告物等の検査をすることがあります。
- 屋外広告業者に対する処分
条例に違反する広告物を設置した屋外広告業者は、登録の取消し又は営業の停止に処される場合があります。
- 罰則
禁止地域等や禁止物件に違反して広告物等を設置したとき、措置命令や立入り検査等に従わないときは、罰則の適用を受けることがあります。



千葉県県土整備部都市整備局公園緑地課景観づくり推進班 (中庁舎8階)

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
電話 043-223-3279/3998
FAX 043-222-6447
Eメール keikan2@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県屋外広告物条例に関する千葉県ホームページは
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/kisei/jourei/index.html>

屋外広告業の登録

千葉県内（千葉市、船橋市及び柏市区域を除く。以下「県内」）で屋外広告業を営もうとする者は、千葉県知事の登録を受けなければなりません。

県内に本社や営業所を有しない事業者でも、県内で広告物等の表示等を行おうとするときには、登録が必要です。

登録の有効期間は5年間であり、登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に届出を、また、期間満了後も営業するときは、満了日の30日前までに更新の登録の申請を行わなくてはなりません。

屋外広告業とは

屋外広告物の広告主から屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。この場合、元請け又は下請けといった立場の形態の如何は問いません。

工事を業として請け負わない広告代理業等や単に広告物の印刷、製作等だけを行い広告物を表示したり、掲出物件の設置を行わないものは屋外広告業には該当しません。

登録についての詳細は、千葉県ホームページの

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kouen/kisei/tourokuseido.html>

をご覧ください。

また、屋外広告業者が以下の事項に該当したときは、

① 登録の取消しや6月以内の期間で営業の停止に処される場合があります。

- 不正の手段により業の登録を受けたとき
- 登録の要件に適合しなくなったとき
- 変更の届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき
- 千葉県屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反したとき

など

② 30万円以下の罰金刑に処される場合があります。

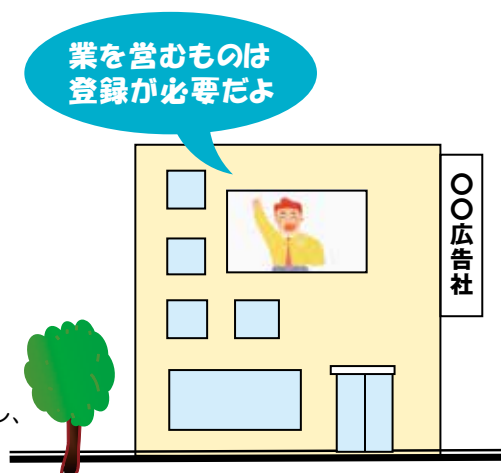
- 登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- 不正の手段により業の登録を受けた者
- 営業の停止命令に違反した者
- 業務主任者を選任しなかった者
- 変更の届出をしない者、又は虚偽の届出をした者

など

③ 5万円以下の過料に処される場合があります。

- 廃業届けを怠った者
- 標識の設置を掲げない者
- 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

など



屋外広告物設置の許可等に係る申請窓口

千葉県屋外広告物条例が適用される市町村

令和6年4月1日現在

市町村名	担当課	電話番号	市町村名	担当課	電話番号
銚子市	都市整備課	0479-24-8945(直通)	白井市	都市計画課	047-401-4682(直通)
市川市	道路管理課	047-712-6345(直通)	富里市	都市計画課	0476-93-5347(直通)
館山市	都市計画課	0470-22-3640(直通)	南房総市	建設課	0470-33-1101(直通)
木更津市	都市政策課	0438-23-8466(直通)	匝瑳市	都市整備課	0479-73-0091(直通)
松戸市	都市計画課	047-366-7372(直通)	香取市	都市整備課	0478-50-1232(直通)
野田市	都市計画課	04-7123-1193(直通)	山武市	都市整備課	0475-80-1191(直通)
茂原市	都市計画課	0475-20-1546(直通)	いすみ市	都市整備課	0470-62-1204(直通)
成田市	公園緑地課	0476-20-1562(直通)	大網白里市	都市整備課	0475-70-0364(直通)
佐倉市	都市計画課	043-484-6163(直通)	酒々井町	まちづくり課	043-496-1171(代表)
東金市	都市整備課	0475-50-1154(直通)	栄町	都市建設課	0476-33-7719(直通)
旭市	都市整備課	0479-62-5355(直通)	神崎町	まちづくり課	0478-72-2114(直通)
習志野市	クリーンセンター業務課	047-453-5374(直通)	多古町	空港まちづくり課	0479-76-5408(直通)
勝浦市	都市建設課	0470-73-6628(直通)	東庄町	まちづくり課	0478-86-6074(直通)
市原市	都市計画課	0436-23-9838(直通)	九十九里町	まちづくり課	0475-70-3156(直通)
八千代市	都市計画課	047-421-6697(直通)	芝山町	企画空港政策課	0479-77-3909(直通)
我孫子市	都市計画課	04-7185-1529(直通)	横芝光町	都市建設課	0479-84-1217(直通)
鴨川市	都市建設課	04-7093-7835(直通)	一宮町	都市環境課	0475-42-1430(直通)
鎌ヶ谷市	都市計画課	047-445-1422(直通)	睦沢町	企画財政課	0475-44-2501(直通)
君津市	公園緑地課	0439-56-1488(直通)	長生村	まちづくり課	0475-32-2116(直通)
富津市	都市政策課	0439-80-1317(直通)	白子町	建設課	0475-33-2116(直通)
浦安市	道路政策管理課	047-712-6582(直通)	長柄町	建設環境課	0475-35-2114(直通)
四街道市	都市計画課	043-421-6141(直通)	長南町	建設課	0475-46-3394(直通)
袖ヶ浦市	都市整備課	0438-62-3514(直通)	大多喜町	建設課	0470-82-2115(直通)
八街市	都市計画課	043-443-1430(直通)	御宿町	建設水道課	0470-68-6693(直通)
印西市	都市計画課	0476-33-4653(直通)	鋸南町	建設水道課	0470-55-2133(直通)

屋外広告業の登録及び鉄道車両への広告物等の許可は、千葉県公園緑地課景観づくり推進班へ申請してください。
電話 043-223-3279/3998

各市の屋外広告物条例が適用される市

市名	担当課	電話番号
千葉市	都市計画課	043-245-5307(直通)
船橋市	都市計画課	047-436-2528(直通)
柏市	道路総務課	04-7167-1299(直通)
流山市	都市計画課	04-7150-6087(直通)